

(公財) 全国高等学校体育連盟カヌー専門部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、公益財団法人全国高等学校体育連盟カヌー専門部と称する
(以下、専門部と表記する)

(事務局)

第2条 専門部は、事務局を専門部部長指定の場所におく

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 専門部は、高等学校に係るカヌースポーツ活動の振興を図り、高等学校生徒の健全な発達を図ることを目的とする

(事業)

第4条 専門部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う

1. 高等学校に係るカヌースポーツ大会の開催 (競技運営委員会)
2. 高等学校に係るカヌースポーツ活動に関する調査、広報 (総務委員会)
3. 高等学校に係るカヌースポーツ活動に関する国際交流 (強化普及委員会)
4. 体育諸団体との連絡 (総務委員会)
5. 競技の指導、奨励 (強化普及委員会)
6. 研修会の開催 (競技運営委員会)
7. その他専門部の目的達成に必要な事業 (すべての委員会)

第3章 資産および会計

(資産の構成)

第5条 専門部の資産は次のとおりとする

1. 全国高等学校カヌー連盟より移管された財産
2. 資産から生ずる収入
3. 各登録高等学校負担金
4. 事業に伴う収入
5. 寄付金品および補助金
6. その他の収入

(会計)

第6条 専門部の収支予算は専門部長が編成し、全国高体連の承認を得ることを必要とし、決算は監事の監査を経て全国高体連の承認を得ることを必要とする

第7条 専門部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

第4章 会員

(会員)

第8条 専門部に次の会員をおく

普通会員 各都道府県登録高等学校

2. 会員は毎年度、所定の負担金を納入しなければならない
3. 会員の資格の得喪および負担金について、専門部会の議決を経て、専門部長が別に定める

第5章 役員

(役員)

第9条 専門部には、次の役員をおく

1. 部長1名
2. 副部長若干名
3. 委員長1名
4. 副委員長若干名
5. 事務局長1名
6. 常任委員(各ブロック代表者)
7. 委員(各都道府県代表者)
8. 監事2名

(役員を選任)

第10条 部長、副部長は専門部会において推戴する

第11条 委員長、副委員長は専門部会において定める

第12条 事務局長は専門部会において定める

第13条 常任委員は各ブロックより選出された代表者をこれに充てる。なお、部長は専門部会の議を経て別に会務に必要な委員を委嘱することができる

第14条 監事は専門部会において推戴し、部長がこれを委嘱する

(役員職務)

第15条 部長は専門部を代表し、会務を統括する

2. 副部長は部長を補佐し、会長事故あるとき又は欠けたとき職務を代行する
3. 委員長は、部長を補佐し、専門部会の議決に基づいて、日常の事務に従事する
4. 副委員長は委員長を補佐する
5. 事務局長は専門部会の事務に従事する
6. 常任委員は専門部会を組織し、会務を議決し執行する
7. 監事は専門部の業務及び会計について監査する

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とし、再任を妨げない

2. 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任期間とする

(顧問)

第17条 顧問は歴代部長とする

2. 顧問は部長の諮問に応じ、意見を述べることができる

第6章 会議

(会議の招集)

第18条 専門部会は、部長が招集する

2. その他、部長が必要と認めた場合、臨時専門部会を招集することができる

第19条 専門部会は部長がこれを招集し、予算、決算、事業その他の重要事項を審議決定する

(専門部会の議決等)

第20条 専門部会は総員の2分の1以上の出席で成立し、その議事は出席者の過半数で決定する。ただし委任状は認める

第21条 監事は専門部会に出席し意見を述べるができる

第22条 すべての会議には議事録を作成しなければならない

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第23条 会務の円滑な運営を期するために、専門部会の議決に基づき専門委員会をおくことができる

2. 会務執行のため次の専門委員会を置く。

1) 総務委員会

2) 強化普及委員会

3) 競技運営委員会

3. 専門委員会の規定は、別に定める。

第8章 ブロック

(ブロック)

第24条 全国を次の9ブロックにより区分する

北海道 北海道

東北 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

関東 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

北信越 新潟県 富山県 石川県 福井県 長野県

東海 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県

近畿 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

中国 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県

四国 徳島県 香川県 愛媛県 高知県

九州 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

第9章 規約の変更

(規約の変更)

第25条 本規約は専門部会の議決によらなければ変更することができない。

(附 則)

第26条 本規約は、平成25年4月1日より施行する。

平成14年8月4日一部改正

平成24年8月4日一部改正